

那須塩原市農業委員会

# 第5回総会議事録

令和2年11月25日(水)

那須塩原市役所

西那須野支所300会議室

1. 開催日時：令和2年11月25日(水) 午後1時30分～ 午後2時46分

2. 場 所：那須塩原市役所 西那須野支所300会議室

3. 出席委員：20名

会長	3	君島 良一	委員	11	菊池 寿行
会長職務代理者	2	加藤 拓央	〃	12	藤田 一郎
委員	1	石崎 清	〃	13	高瀬 和夫
〃	4	松本 誠治	〃	14	松本 忠太
〃	5	金田 廣衛	〃	15	室井 孝美
〃	6	木下 久雄	〃	16	江連 節男
〃	7	三本木 直人	〃	17	槌江 栄作
〃	8	秋元 誠	〃	18	渡辺 秀一
〃	9	大田原 重夫	〃	19	島田 晴子
〃	10	田淵 徹	〃	20	竹村 文祥

4. 欠席委員：なし

5. 議事録署名人の指名：8番 秋元 誠委員、9番 大田原 重夫委員

6. 議 事

- 1) 議案第1号 買受適格証明願いについて（法第5条関係）
- 2) 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 3) 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 4) 議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について
- 5) 議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 6) 議案第6号 農業振興地域整備計画の変更について（除外関係）
- 7) 議案第7号 非農地証明願いについて
- 8) 議案第8号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の協議に対する意見について
- 9) 議案第9号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針の一部改正について

7. 事務局職員

事務局長	田代 宰士	農地係主任	田端 政則
局長補佐兼農政係長	村松 隆		
農地係長	佐藤 博之		

8. 傍聴人：なし

《会議内容》

- 議長 ただ今より、那須塩原市農業委員会第5回総会を開会いたします。  
今回の欠席委員はございません。  
在任委員20名、出席委員20名、過半数となりますので総会は成立していることを報告いたします。  
次に、「議事録署名人の指名」を行います。  
議事録署名人は那須塩原市農業委員会総会規則第19条第2項に「議長が総会に諮って定める」と規定されております。  
総会規則に基づき議長が指名することをご異議ございませんか。  
《異議なしの声、多数》  
異議なし多数と認め、議席番号8番秋元誠委員と議席番号9番大田原重夫委員を指名いたします。  
それでは議事に入ります。  
議案第1号「買受適格証明願いについて（法第5条関係）」を議題といたします。  
番号1番について、三本木直人委員の報告を求めます。
- 三本木直人委員 議案第1号、番号1番について報告します。  
競売となった農地の入札に参加するため、願い出人の事業計画が農地法第5条の許可要件に適合であるとする農業委員会の証明が必要となったものです。  
願い出内容は議案書記載のとおりです。  
競売地は、那須塩原市黒磯運動場より南へ約50メートルに位置しています。  
現地調査は、11月19日、午前9時5分頃に行いました。  
競売地は、都市計画法上の第1種中高層住居専用地域であるため、立地基準上問題ありません。  
競売への参加目的は、宅地分譲です。  
事業計画は、申請地に3区画の宅地を分譲する内容となっています。  
上下水道は市の施設を利用し、雨水は敷地内にて地下浸透処理とします。  
現地を確認した結果、農地転用は可能であるとして、願い出人が入札に参加することに問題はないと判断しました。  
地元調査員、調査班ともに証明相当として報告を終わります。
- 議長 報告が終わりました。  
番号1番について、質疑、ご意見はございますか。  
《特に意見なし》  
無いようですので、三本木直人委員の報告は証明相当ですが、ご異議ございませんか。  
《異議なしの声、多数》  
異議なし多数と認め、番号1番については証明することに決しました。  
願い出人が落札した際の農地法5条許可申請は、農業委員会の会長が証明交付時と事情が異なっていると認めた場合を除き、許可となります。  
議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。  
番号1番について、菊地寿行委員の報告を求めます。

菊池寿行委員 議案第2号、番号1番について報告します。  
農地に賃借による権利を設定する申請です。  
申請内容は議案書記載のとおりです。  
現地調査は、11月20日、午前8時頃、申請人宅で、申請人から行いました。  
申請地は、那須塩原市立厚崎中学校より東へ約500メートルに位置しています。  
借手人の経営状況は、水稲18ヘクタール、大豆2.5ヘクタールを作付しており、トラクター4台、コンバイン1台、田植え機1台を所有しています。  
申請地の耕作予定は、今まで通り水稲です。  
調査の結果、申請地は今後も引き続き耕作されることは確実です。また、農地法第3条第2項各号に該当しないことも確認いたしました。  
番号1番の申請は、許可相当と判断しましたので調査報告を終わります。

議長 報告が終わりました。  
番号1番について、質疑、ご意見はございますか。  
《特に意見なし》  
無いようですので、菊池寿行委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。  
《異議なしの声、多数》  
異議なし多数と認め、番号1番については許可することに決しました。  
番号2番について、大田原重夫委員の報告を求めます。

大田原重夫委員 議案第2号、番号2番について報告します。  
農地を贈与する申請です。  
申請内容は議案書記載のとおりです。  
調査は、11月14日、午前9時頃、申請人宅で申請人から行いました。  
申請地は、那須塩原市立埼玉小学校より北へ約1.5キロメートルに位置しています。  
譲受人の経営状況は、水稲及び野菜を合わせて約10ヘクタールを作付しています。  
申請地の耕作予定は、水稲を耕作予定です。  
調査の結果、申請地は今後も引き続き耕作されることは確実です。また農地法第3条第2項各号に該当しないことも確認いたしました。  
番号2番の申請は、許可相当と判断しましたので調査報告を終わります。

議長 報告が終わりました。  
番号2番について、質疑、ご意見はございますか。  
《特に意見なし》  
無いようですので、大田原重夫委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。  
《異議なしの声、多数》  
異議なし多数と認め、番号2番については許可することに決しました。  
番号3番及び4番の調査の前に、譲受人である法人が農地所有適格法人として適格であるか、事務局の確認報告を求めます。

事務局 番号3番と4番の譲受人は同一法人でありますので併せて説明いたします。  
それでは議案書5ページをご覧ください。  
初めに、法人形態要件でございますが、法人の概要欄をご覧ください。

譲受人は昭和26年8月に設立された特例有限会社でございます。

定款及び法人登記簿より株式を公開していないと確認できることから要件を満たしております。

次に、事業内容要件でございますが、事業目的の欄をご覧ください。

当該法人は、直近の売上高の約96%が農業売上であり、農業売上が売上高の過半とする要件を満たしております。

続いて社員（構成員）要件の欄でございます。

定款及び法人登記簿より法人の行う農業への常時従事者が議決権の過半を保有していると認められますので議決権要件を満たしております。

最後に業務執行役員要件の欄でございます。

業務執行役員の過半が年間150日以上農業の常時従事者であり、その過半が直接農作業に従事しておりますので、役員要件も満たされています。

以上のことから番号3番及び4番の譲受人は、農地法に規定された農地所有適格法人としての要件の全てを満たしていると確認いたしましたので報告いたします。

議長 事務局の確認報告が終わりました。

番号3番及び4番について、石崎清委員の報告を求めます。

石崎 清委員 議案第2号、番号3番について報告します。

農地を売買する申請です。

申請内容は議案書記載のとおりです。

調査は、11月13日、午前11時20分頃、申請地、申請人宅で、申請人から行いました。

申請地は、那須塩原市立東原小学校より北へ2.5キロメートルに位置しています。

譲受人の経営状況は、農業法人として、乳牛、肉牛を18,500頭、耕作面積364ヘクタール、従業員403名で行っています。

申請地の耕作予定は、飼料作物、デントコーンを作付予定です。

調査の結果、申請地は今後も引き続き耕作されることは確実です。また農地法第3条第2項各号に該当しないことも確認いたしました。

番号3番の申請は、許可相当と判断しましたので調査報告を終わります。

議案第2号、番号4番について報告します。

農地を売買する申請です。

申請内容は議案書記載のとおりです。

調査は、11月13日、午前11時35分頃、申請地、申請人宅で代理人から行いました。

申請地は、那須疎水第1分水入口より南へ150メートルに位置しています。

譲受人の経営状況は、番号3番と同じですので省略いたします。

調査の結果、申請地は今後も引き続き耕作されることは確実です。また農地法第3条第2項各号に該当しないことも確認いたしました。

番号4番の申請は、許可相当と判断しましたので調査報告を終わります。

議長 報告が終わりました。

番号3番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、石崎清委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号3番については許可することに決しました。

次に、番号4番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、石崎清委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号4番については許可することに決しました。

番号5番について、松本忠太委員の報告を求めます。

松本忠太委員

議案第2号、番号5番について報告します。

農地を贈与する申請です。

申請内容は議案書記載のとおりです。

譲渡人、譲受人の関係は親子です。

調査は、11月14日、午前10時55分頃、申請地で代理人及び譲受人から行いました。

申請地は、上井口自治公民館より西へ約200メートル及び300メートルに位置しています。

贈与する理由としては、譲渡人は高齢となり近年体調を崩し、耕作困難となりましたので、後継者である譲受人へ贈与による農地の名義を変更するため申請に至りました。

譲受人の経営状況は、水稻80アール、麦42.7アール、露地野菜2.14アールを作付し、農機具はトラクター、田植え機、コンバインを所有しています。

申請地の耕作予定は、水稻及び麦を作付予定です。

調査の結果、申請地は今後も引き続き耕作されることは確実です。また農地法第3条第2項各号に該当しないことも確認いたしました。

番号5番の申請は、許可相当と判断しましたので調査報告を終わります。

議長

報告が終わりました。

番号5番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、松本忠太委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号5番については許可することに決しました。

番号6番について、槌江栄作委員の報告を求めます。

槌江栄作委員

議案第2号、番号6番について報告します。

農地を贈与する申請です。

申請内容は議案書記載のとおりです。

調査は、11月17日、午前10時頃、申請人宅で申請人及び代理人から行いました。

申請地は、那須塩原市消防団塩原支団4-3部詰所より西へ約500メートルの自宅を中心に半径1キロメートル以内に位置しています。

譲受人の経営状況は、水稻、アスパラガスを作付しています。

申請地の耕作予定は、アスパラガスの規模を拡大し、引き続き水稻とアスパラガスを作付予

定。一部は近隣の酪農家に貸して飼料作物を作付します。

調査の結果、申請地は今後も引き続き耕作されることは確実です。また農地法第3条第2項各号に該当しないことも確認いたしました。

番号6番の申請は、許可相当と判断しましたので調査報告を終わります。

議長 報告が終わりました。

番号6番について、質疑、ご意見はございますか。

島田晴子委員 譲渡人と譲受人の関係は親子ですか。

槌江栄作委員 譲渡人と譲受人の関係は親子です。

議長 他に質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、槌江栄作委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号6番については許可することに決しました。

次に、議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。

番号1番について、槌江栄作の報告を求めます。

槌江栄作委員 議案第3号、番号1番について報告します。

コインランドリーと貸事務所を建築するための申請です。

申請内容は議案書記載のとおりです。

申請地は、那須塩原市立三島小学校より南西へ約900メートルに位置しています。

現地調査は、11月20日、午前11時頃に行いました。

申請地の立地状況は、申請地は都市計画法上の第1種中高層住居専用地域であるため、立地基準上問題ありません。

申請に至った経緯は、申請地は市街地に近く、隣接にアパート経営を行っており十分な需要が見込まれることから、コインランドリーと貸事務所の立地条件として望ましいと判断し申請に至りました。

事業計画は、申請地にコインランドリー兼貸事務所1棟を建築し、14台分の駐車場を整備する内容となっています。

上下水道は市の施設を利用し、雨水は敷地内に雨水浸透処理施設を設置し処理します。

隣接地との間にL型擁壁を設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。

調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員、調査班ともに許可相当として報告を終わります。

議長 報告が終わりました。

番号1番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、槌江栄作委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号1番については許可することに決しました。

次に、議案第4号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について」を議題といたします。

番号1番について、三本木直人委員の報告を求めます。

三本木直人委員 議案第4号、番号1番について調査班を代表して報告します。

申請人は、令和元年12月に農地転用許可を取得しましたが、一時転用期間を延長するための事業計画変更申請です。

申請内容は議案書記載のとおりです。

申請地は、那須高原大橋より南へ約2キロメートルに位置しています。

現地調査は、11月19日、午前9時50分頃に行いました。

変更の理由は、申請人は、農地に復元する際埋め戻し用土砂の一部に那須塩原市発注の工事の建設発生土を使用する予定でありましたが、当該工事の遅延に伴い、計画通りの埋め戻し用土砂の搬入が出来ず、一時転用期間を延長するため、今回の申請に至りました。

現地を確認した結果、この計画変更はやむを得ないと判断しました。

地元調査員、調査班ともに変更相当として報告を終わります。

議長 報告が終わりました。

番号1番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、三本木直人委員の報告は変更相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号1番については変更を承認することに決しました。

次に、議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。

番号1番について、三本木直人委員の報告を求めます。

三本木直人委員 議案第5号、番号1番について報告します。

賃借により、砂利採取を行うための申請です。

申請内容は議案書記載のとおりです。

申請地は、那須塩原市立鍋掛小学校より北西へ約1キロメートルに位置しています。

現地調査は、11月19日、午前11時40分頃に行いました。

申請地の立地状況は、申請地は農振農用地となります。

農地転用は原則不許可ですが、農地が復元される一時転用は許可が可能となります。

申請に至った経緯は、現在水田であります。石が多く収量が伸びないため、工事を行い農地に十分な耕土を入れ、圃場整備を行い水田としての利便性を図りたいとのことです。

事業計画は、1年5か月間の賃借権により申請地において砂利採取を行う計画です。

法で定められた保安距離を設け、安定勾配での砂利採取を行うことで用地崩落などの被害を防止します。

埋め戻しは、自然地山からの発生土砂及び自社の還元土砂にて行います。

調査の結果、栃木県陸砂利採取業協同組合の農地復元保証もあり、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員、調査班ともに許可相当として報告を終わります。

議長 報告が終わりました。

番号1番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、三本木直人委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

槌江栄作委員

異議なし多数と認め、番号1番については許可することに決しました。

番号2番及び3番について、槌江栄作委員の報告を求めます。

議案第5号、番号2番について報告します。

売買により、一般住宅を建築するための申請です。

申請内容は議案書記載のとおりです。

申請地は、JR西那須野駅より北東へ約600メートルに位置しています。

現地調査は、11月20日、午前11時30分頃に行いました。

申請地の立地状況は、申請地は、周辺農地の広がり10ヘクタール未満となる区域内にあるので、第2種農地区分となります。

既存集落に接続した住宅等の建築であるため、立地基準上問題ありません。

申請に至った経緯は、譲渡人は現在、申請地の近隣のマンションに家族4人で住んでいますが、子供の成長に伴い手狭となりました。市内に住む両親と同居するため、二棟の住宅を子供の就学前に建築する計画で本申請地を選定いたしました。農地であるため農地転用の申請にいたしました。

事業計画は、申請地に一般住宅2棟を建築する内容となっています。

上下水道は市の施設を利用し、雨水は敷地内地下浸透処理とします。

調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員、調査班ともに許可相当として報告を終わります。

議案第5号、番号3番について報告します。

売買により、既存敷地を拡張するための申請です。

申請内容は議案書記載のとおりです。

申請地は、国道4号線二区町交差点より北西へ約300メートルに位置しています。

現地調査は、11月20日、午前9時50分頃に行いました。

申請地の立地状況は、申請地は、周辺農地の広がり10ヘクタール以上となる区域内にあるので第1種農地区分となります。

本件は既存の敷地面積の2分の1を超えない範囲での既存敷地の拡張となる計画ですので、不許可の例外に該当し、立地基準上問題ありません。

申請に至った経緯は、譲渡人は作業用空調機器の生産販売の事業を行っております。

今後、主力製品の受注増加が見込まれることから、駐車場に倉庫を増設することになり、関係車両の往来の利便性を図るため今回の申請となりました。

事業計画は、申請地に駐車場敷地を拡張し、駐車場への進入路として利用する内容となっています。

上下水道の利用はなく、雨水は敷地内地下浸透処理とします。

コンクリート擁壁を設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。

転用に先立ち農振農用地からの除外も完了しています。

調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員、調査班ともに許可相当として報告を終わります。

議長

報告が終わりました。

まず番号2番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、樋江栄作委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号2番については許可することに決しました。

次に、番号3番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、樋江栄作委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号3番については許可することに決しました。

番号4番及び5番について、菊地寿行委員の報告を求めます。

菊地寿行委員

議案第5号、番号4番について報告します。

使用貸借により、事務所兼住宅を建築するための申請です。

申請内容は議案書記載のとおりです。

申請地は、〇〇〇〇より西へ約500メートルに位置しています。

現地調査は、11月19日、午前10時10分頃に行いました。

申請地の立地状況は、申請地は、周辺農地の広がり10ヘクタール以上となる区域内にあるので第1種農地区分となります。

既存集落に接続した住宅等の建築であるため、立地基準上問題ありません。

申請に至った経緯は、借手人はアパートに住み、個人事業を営んでおり作業場が狭く困っており、アパート近くの土地が必要となり申請に至りました。

事業計画は、申請地に事務所兼住宅を建築する計画となっています。

上下水道は市の施設を利用し、雨水は敷地内地下浸透処理とします。

コンクリート擁壁を設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。

転用に先立ち農振農用地からの除外も完了しています。

調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員、調査班ともに許可相当として報告を終わります。

議案第5号、番号5番について報告します。

売買により、建売住宅を建築するための申請です。

申請内容は議案書記載のとおりです。

申請地は、JR那須塩原駅より北へ約1キロメートルに位置しています。

現地調査は、11月19日、午前10時45分頃に行いました。

申請地の立地状況は、申請地は、都市計画法上の第1種低層住居専用地域であるため、立地基準上問題ありません。

申請に至った経緯は、申請地は那須塩原市街地に近く、JR那須塩原駅や小学校、大型ショッピング等があり、住宅地としては最適な場所であるために申請に至りました。

事業計画は、申請地に5棟の建売住宅を建築する内容となっています。

上下水道は市の施設を利用し、雨水は敷地内地下浸透処理とします。

周囲に化粧ブロックを設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。

調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員、調査班ともに許可相当として報告を終わります。

議長 報告が終わりました

先ず、番号4番について、質疑、ご意見はございますか。

松本忠太委員 場所なのですが、〇〇〇〇というのはどこなのか教えていただきたいのですが。

菊地寿行委員 黒磯バイパス沿いの、〇〇〇〇とか〇〇〇〇があるところの映画館です。

松本忠太委員 映画館というのはわかるのですが、場所は公共施設じゃなくても良いのかどうか事務局にお聞きしたいのですが。

議長 暫時休憩とします。

～暫時休憩～

議長 休憩前に引き続き会議を再開します。

事務局 松本委員ご指摘の通り、事務局としても公共施設を起点として申請地の位置を報告ということが望ましいということで、菊地委員にご訂正願えればと思います。

菊地寿行委員 訂正いたします。

議長 那須塩原市立豊浦小学校より西へ約1キロメートルの所になります。

他に質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、菊地寿行委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号4番については許可することに決しました。

次に、番号5番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、菊地寿行委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号5番については許可することに決しました。

番号6番及び7番について、高瀬和夫委員の報告を求めます。

高瀬和夫委員 議案第5号、番号6番について報告します。

使用貸借により、一般住宅を建築するための申請です。

申請内容は議案書記載のとおりです。

申請地は、百村新田公民館より南へ1キロメートルに位置しています。

現地調査は、11月19日、午前10時5分頃に行いました。

申請地の立地状況は、申請地は周辺農地の広がり10ヘクタール未満となる区域内にあるので第2種農地区分となります。

既存集落に接続した住宅等の建築であるため、立地基準上問題ありません。

申請に至った経緯は、現在の借家が手狭なことから、自分の家を持ちたいと数年前から生活利便性の良い市内物件を探していました。しかしなかなか適当な物件が見つからず、また両親も高齢のため実家近くの宅地に住宅建築を計画しましたが、進入路に水路を渡る部分があり、建築許可が難しいため、実家最寄りの県道沿いの農地に農振除外の許可を得て、2階建て一般住宅を建築するものです。

事業計画は、申請地に一般住宅を建築する内容となっています。  
上水道は市の施設を利用し、汚水は合併浄化槽にて処理します。  
雨水は敷地内地下浸透処理とします。  
土羽の設置や盛土により土砂及び雨水の流出を防止します。  
転用に先立ち農振農用地からの除外も完了しています。  
調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員、調査班ともに許可相当として報告を終わります。  
議案第5号、番号7番について報告します。  
売買により、建売住宅を建築するための申請です。  
申請内容は議案書記載のとおりです。  
申請地は、豊浦公民館より西へ約100メートルに位置しています。  
現地調査は、11月19日、午前11時25分頃に行いました。  
申請地の立地状況は、申請地は、都市計画法上の第1種中高層住居専用地域であるため、立地基準上問題ありません。  
申請に至った経緯は、申請人は、住宅分譲業を営んでいます。申請地の前面道路幅員約6メートル、周辺が住宅地、上下水道が整備済み、分譲地としての立地条件が良いので申請に至りました。  
事業計画は、申請地及び隣接宅地に4棟の建売住宅を建築する内容となっています。  
上下水道は、市の施設を利用し、雨水は敷地内地下浸透処理とします。  
既存のブロック塀により、土砂及び雨水の流出を防止します。  
調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員、調査班ともに許可相当として報告を終わります。

議長 報告が終わりました。  
番号6番について、質疑、ご意見はございますか。  
《特に意見なし》  
無いようですので、高瀬和夫委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。  
《異議なしの声、多数》  
異議なし多数と認め、番号6番については許可することに決しました。  
次に、番号7番について、質疑、ご意見はございますか。  
《特に意見なし》  
無いようですので、高瀬和夫委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。  
《異議なしの声、多数》  
異議なし多数と認め、番号7番については許可することに決しました。  
番号8番及び9番について、木下久雄委員の報告を求めます。

木下久雄委員 議案第5号、番号8番について報告します。  
贈与により、一般住宅を建築するための申請です。  
申請内容は議案書記載のとおりです。  
申請地は、那須塩原市立三島小学校より北へ約100メートルに位置しています。  
現地調査は、11月20日、午前11時15分頃に行いました。

申請地の立地状況は、申請地は、都市計画法上の第1種住居地域であるため、立地基準上問題ありません。

申請に至った経緯は、申請地の周辺は住宅地が広がっており、小、中学校やスーパー等が近くにあり、住環境に良好であることから今回の申請に至りました。

事業計画は、申請地に一般住宅を建築する内容となっています。

上下水道は市の施設を利用し、雨水は敷地内地下浸透処理とします。

擁壁等を設置し土砂及び雨水の流出を防止します。

調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員、調査班ともに許可相当として報告を終わります。

議案第5号、番号9番について報告します。

売買により建売住宅を建築するための申請です。

申請内容は議案書記載のとおりです。

申請地は、那須塩原市立東小学校より南西へ約600メートルに位置しています。

現地調査は、11月20日、午前9時35分頃に行いました。

申請地の立地状況は、申請地は、周辺農地の広がりが10ヘクタール未満となる区域内にあるため、第2種農地区分となります。

既存集落に接続した住宅等の建築であるため、立地基準上問題ありません。

申請に至った経緯は、申請地周辺には住宅が広がり、小学校やスーパーが近くにあり、住環境に優れた土地であることから、今回の申請に至りました。

事業計画は、申請地及び隣接宅地に11棟の建売住宅を建築する内容となっています。

上下水道は市の施設を利用し、雨水は敷地内に雨水浸透処理施設を設置し処理します。

L型擁壁やコンクリートブロックを設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。

転用に先立ち農振農用地からの除外も完了しています。

調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員、調査班ともに許可相当として報告を終わります。

議長 報告が終わりました。

番号8番について、質疑、ご意見はございませんか。

《特に意見なし》

無いようですので、木下久雄委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号8番については許可することに決しました。

番号9番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、木下久雄委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号9番については許可することに決しました。

番号10番及び11番について、加藤拓央委員の報告を求めます。

加藤拓央委員 議案第5号、番号10番及び11番について報告します。

これは関連がありまして、一般住宅を建築する申請ですが、1筆では足りないため2筆の申請

となるものです。

まず、議案第5号、番号10番について報告します。

使用貸借により、一般住宅を建築するための申請です。

申請内容は議案書記載のとおりです。

申請地は、那須塩原市立大山小学校より南東へ約1キロメートルに位置しています。

現地調査は、11月20日、午前9時20分頃に行いました。

申請地の立地状況は、申請地は周辺農地の広がり10ヘクタール未満となる区域内にあるので第2種農地区分となります。

既存集落に接続した住宅等の建築であるため立地基準上問題ありません。

申請に至った経緯は、申請人の関係は親子です。申請人は現在アパートに妻と暮らしておりますが、定住地を定めることを考え、両親の近くで生活したく住宅を新築する計画を立てました。実家の敷地には建築スペースがないため、隣接する土地を建築地として利用できるようになりましたが、地目が農地であるため、今回の申請に至りました。

事業計画は、申請地及び隣接地である番号11番の土地に一般住宅を建築する計画となっております。

上水道は市の施設を利用し、汚水は大田原市の下水道に接続します。

雨水は敷地内地下浸透処理とします。

転用に先立ち農振農用地からの除外も完了しています。

調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員、調査班ともに許可相当として報告を終わります。

議案第5号、番号11番について報告します。

贈与により、一般住宅を建築するための申請です。

申請内容は議案書記載のとおりです。

申請地は、那須塩原市立大山小学校より南東へ約1キロメートルに位置しています。

現地調査は、11月20日、午前9時20分頃に行いました。

申請地の立地状況は、申請地は周辺農地の広がり10ヘクタール未満となる区域内にあるので第2種農地区分となります。

既存集落に接続した住宅等の建築であるため、立地基準上問題ありません。

申請に至った経緯は、申請人の関係は姉と弟です。

申請人の息子が住宅隣接地に住宅を建築する計画を立てたところ、申請人の所有地では建築面積を確保することができず、申請人所有地に隣接する、姉が所有する土地を贈与してくれることになり、今回の申請に至りました。

事業計画は、申請地及び隣接地である番号10番の土地に一般住宅を建築する計画となっております。

上水道は市の施設を利用し、汚水は大田原市の下水道に接続します。

雨水は敷地内地下浸透処理とします。

転用に先立ち農振農用地からの除外も完了しています。

調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員、調査班ともに許可相当として報告を終わります。

議長 報告が終わりました。  
番号10番について、質疑、ご意見はございますか。  
《特に意見なし》  
無いようですので、加藤拓央委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。  
《異議なしの声、多数》  
異議なし多数と認め、番号10番については許可することに決しました。  
番号11番について、質疑、ご意見はございますか。

石崎 清委員 番号10番と11番の関連はあると思うのですが、〇〇さんと〇〇さんは姉弟という関係でよろしいでしょうか。

加藤拓央委員 報告書の方では、姉と弟の関係になっています。

石崎 清委員 そうすると〇〇さんの所有、〇〇さんの所有は隣接していますよね。

加藤拓央委員 現地を見た限りでは接続しています。片方が家を建てる人の父親の所有です。それで足りない  
ので、その父親が姉から隣の土地を借りて、息子に貸すという説明を受けました。

議長 他に、質疑、ご意見はございますか。  
《特に意見なし》  
無いようですので、加藤拓央委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。  
《異議なしの声、多数》  
異議なし多数と認め、番号11番については許可することに決しました。  
番号12番について、金田廣衛委員の報告を求めます。

金田廣衛委員 議案第5号、番号12番について報告します。  
使用貸借により、一般住宅を建築するための申請です。  
申請内容は議案書記載のとおりです。  
申請地は、那須塩原市立高林小学校より南東へ約100メートルに位置しています。  
現地調査は、11月19日、午前10時20分頃に行いました。  
申請地の立地状況は、申請地は周辺農地の広がり10ヘクタール未満となる区域内にあるので、第2種農地区分となります。  
既存集落に接続した住宅等の建築であるため、立地基準上問題ありません。  
申請に至った経緯は、実家に親夫婦と同居しておりましたが、結婚をし家族が増え手狭なことから、隣接地に住宅を建築したいとのことでした。  
事業計画は、申請地に一般住宅を建築する計画となっています。  
上水道は市の施設を利用し、汚水は合併浄化槽にて処理します。  
雨水は敷地内地下浸透処理とします。  
調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員、調査班ともに許可相当として報告を終わります。

議長 報告が終わりました。  
番号12番について、質疑、ご意見はございますか。  
《特に意見なし》  
無いようですので、金田廣衛委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。  
《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号12番については許可することに決しました。

次に、議案第6号「農業振興地域整備計画の変更について（除外関係）」を議題といたします。

番号1番及び2番について、藤田一郎委員の報告を求めます。

藤田一郎委員

議案第6号、番号1番について調査班を代表して報告します。

農業振興地域整備計画の変更について、市長から意見を求められたものです。

申出人、土地の所在、地目、面積、所有者、事業概要は議案書記載のとおりです。

申出地は、那須塩原市西赤田自治公民館より南東へ約550メートルに位置しています。

現地調査は、11月20日、午前10時10分頃に行いました。

変更の目的は、非農地証明を前提とした農用地区域からの除外です。

除外を必要とする理由は、20年以上前から農地としての利用がなく、杉の木が大木となっており、農用地としての利用は困難であるため、農振農用地からの除外を申請するものです。

申請地は、20年以上耕作されておらず、農地に復元することは困難であり、農地法第2条に規定する農地には該当しないため、非農地証明の要件を満たしております。

調査の結果、除外後の転用は可能であると考えます。

地元調査員、調査班とも変更相当と判断しましたので、調査報告を終わります。

議案第6号、番号2番について調査班を代表して報告します。

農業振興地域整備計画の変更について、市長から意見を求められたものです。

申出人、土地の所在、地目、面積、所有者、事業概要は議案書記載のとおりです。

申出地は、那須塩原市立箒根中学校より南東へ0.6キロメートルに位置しています。

現地調査は、11月20日、午前10時35分頃に行いました。

変更の目的は、非農地証明を前提とした農用地区域からの除外です。

除外を必要とする理由は、申請地は平成26年に相続により取得したものです。現況は竹やぶとなっております。周囲も山林に囲まれた状況です。当該地は20年以上前から農地としての利用はなく、今後も農地に戻すことは困難であることから、山林として利用していきたいとのことです。

申請地は、20年以上耕作されておらず、農地に復元することは困難であり、農地法第2条に規定する農地には該当しないため、非農地証明の要件を満たしております。

調査の結果、除外後の転用許可は可能であると考えます。

地元調査員、調査班とも変更相当と判断しましたので、調査報告を終わります。

議長

報告が終わりました。

番号1番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、藤田一郎委員の報告は変更相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号1番については変更相当として市長へ回答いたします。

番号2番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、藤田一郎委員の報告は変更相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号2番については変更相当として市長へ回答いたします。

次に、議案第7号「非農地証明願いについて」を議題といたします。

番号1番について、金田廣衛委員の報告を求めます。

金田廣衛委員

議案第7号、番号1番について報告します。

非農地証明の願い出です。

願い出の内容は議案書記載のとおりです。

願い出地は、那須塩原市立黒磯小学校より北へ2キロメートルに位置しています。

現地調査は、11月19日、午前9時30分頃に行いました。

願い出地の現況は宅地となっており、20年以上耕作されなかったことを証する書類として、家屋評価証明書が添付されています。

証拠書類と現地を確認した結果、願い出地を農地に復元することは困難であり、農地法第2条に規定する農地には該当しないと判断いたしました。

以上のことから、地元調査員、調査班ともに非農地証明願いは証明相当として報告を終わります。

議長

報告が終わりました。

番号1番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、金田廣衛委員の報告は証明相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号1番については証明することに決しました。

番号2番について、藤田一郎委員の報告を求めます。

藤田一郎委員

議案第7号、番号2番について報告します。

非農地証明の願い出です。

願い出の内容は議案書記載のとおりです。

願い出地は、那須塩原市役所西那須野支所より南へ約200メートルに位置しています。

現地調査は、11月20日、午前9時5分頃に行いました。

願い出地の現況は、宅地となっており、20年以上耕作されなかったことを証する書類として、家屋評価証明書が添付されています。

証拠書類と現地を確認した結果、願い出地を農地に復元することは困難であり、農地法第2条に規定する農地には該当しないと判断いたしました。

以上のことから、地元調査員、調査班ともに非農地証明願いは証明相当として報告を終わります。

議長

報告が終わりました。

番号2番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、藤田一郎委員の報告は証明相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号2番については証明することに決しました。

金田廣衛委員	<p>番号3番について、金田廣衛委員の報告を求めます。</p> <p>議案第7号、番号3番について報告します。</p> <p>非農地証明の願い出です。</p> <p>願い出の内容は議案書記載のとおりです。</p> <p>願い出地は、那須塩原市立高林小学校より南東へ約100メートルに位置しています。</p> <p>現地調査は、11月19日、午前10時20分頃に行いました。</p> <p>願い出地の現況は宅地となっており、20年以上耕作されなかったことを証する書類として、家屋評価証明書が添付されています。</p> <p>証書類と現地を確認した結果、願い出地を農地に復元することは困難であり、農地法第2条に規定する農地には該当しないと判断いたしました。</p> <p>以上のことから、地元調査員、調査班ともに非農地証明願は証明相当として報告を終わります。</p>
議長	報告が終わりました。
	<p>番号3番について、質疑、ご意見はございますか。</p> <p>《特に意見なし》</p> <p>無いようですので、金田廣衛委員の報告は証明相当ですが、ご異議ございませんか。</p> <p>《異議なしの声、多数》</p> <p>異議なし多数と認め、番号3番については証明することに決しました。</p> <p>次に、議案第8号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の協議に対する意見について」を議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第8号についてご説明いたします。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定によりまして、農用地利用集積計画は農業委員会の決定を経て市長が定めるとなっていることから協議があったものです。</p> <p>議案書14ページから18ページが「利用権設定関係」の案件で23件、合計面積は220,253平方メートルとなります。この内、17ページからの10件、72,594平方メートルが中間管理事業の対象となります。</p> <p>続いて19ページが「所有権移転関係」の案件で2件、面積は37,149平方メートルとなります。</p> <p>調査を担当されました農地利用最適化推進委員各位から報告書の提出をいただきましたが、全ての案件で同条第3項の各要件を満たしているとのことから、市長への回答は決定として問題はないと思われま</p>
議長	説明が終わりました。
松本忠太委員	<p>このことについて、質疑、ご意見はございますか。</p> <p>207番の年額76,000円、玄米24袋×30キログラムとあるのですが、どちらが正解なのか。二つともやるのかどうかお聞きしたいのですが。</p>
事務局	こちらは、金額とお米、両方という記載になっています。
議長	他に、質疑、ご意見はございますか。
	《特に意見なし》

無いようですので、事務局説明について、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、議案第8号は、原案のとおり決定しました。

次に、議案第9号「農地等の利用の最適化の推進に関する指針の一部改正について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 <説明>

議長 説明が終わりました。

このことについて、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、事務局説明についてご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、議案第9号は、原案のとおり決定しました。

慎重審議いただきありがとうございました。

これもちまして、那須塩原市農業委員会第5回総会を閉会いたします。